

会議中に緊急事態が発生した場合の対応について

(平成 26 年 12 月 1 日議会運営委員会確認)

本会議又は委員会等の会議中に地震、火災、不審者の侵入等の緊急事態が発生した場合の対応については、次のとおりとする。

1 緊急事態が発生した場合の対応

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会等の会議の休憩を宣告する。

2 緊急事態の状況の確認

議長又は委員長は、議会事務局の職員に指示し、緊急事態の状況を確認する。

3 避難誘導等の措置

議長又は委員長は、議会事務局の職員に指示し、避難等が必要と認められる場合は、傍聴者、議員又は委員及び市当局の職員を安全な場所へ誘導するとともに、必要に応じて、消防又は警察等の対応を求めるものとする。

4 安全が確認された場合の措置

議長又は委員長は、緊急事態が収束し、安全が確認された場合は、本会議又は委員会等の会議を再開する。

5 災害が発生した場合の措置

災害が発生した場合は、「盛岡市議会災害時における対応の指針」に基づいて、必要な措置を講ずることとする。